

国際セーフ・アポーション・デー2020 Japan プロジェクト 声明  
——安全な避妊と安全な中絶の保障、ならびに墮胎罪の見直しを求めて——

からだや性に関する日本の状況（別記）では、女性の健康と権利が守られているとはいえません。国際セーフ・アポーション・デー2020（9月28日）に向けて、私たちは次の3つを掲げ、日本でのアクションを開始しました。

- ① より多くの安全で確実な避妊の選択肢を求めます。
- ② WHO が推奨する世界標準の安全な中絶方法の普及を求めます。
- ③ 中絶を犯罪とする性差別的な刑法墮胎罪と、その関連法である母体保護法の根本的な見直しを求めます。

このアクションに対して、1か月間に286名、45グループの賛同が集まりました（9月26日現在）。この賛同と寄せられたメッセージを私たちは重く受けとめています。

私たちはこれからも、より安全な避妊・中絶の医療ケアの普及と、人権に根ざした法制度を求めて、さらに多くの人とともに活動を続けていきます。

2020年9月27日

国際セーフ・アポーション・デー2020 Japan プロジェクト

### からだや性に関する日本の状況

**避妊方法**では、失敗率の高いコンドームが多用され、経口避妊薬（ピル）やIUD（子宮内避妊具）の使用率は低く、緊急避妊薬（アフターピル）は薬局で安価に入手できる諸外国と比べると入手困難であり高価です。日本では効果の高い避妊手段へのアクセスがあまりに悪く、相談する場も乏しい状況が続いています。

**中絶方法**では、日本では掻爬（そうは）法が主流です。しかし、これは旧式中絶方法であり、WHO が標準としているのは手術による場合は吸引法です。さらに現在、WHO は中絶薬（アポーション・ピル）を推奨しています。とくに新型コロナウイルス感染拡大のなか、イギリスやフランスでは中絶薬がオンラインで処方され、自宅で服用することが承認されました。ところが、日本では中絶薬は認可すらされていません。

**墮胎罪**は旧刑法(1880年)から現在まで存在し、女性の”墮胎”(自ら薬を服用する場合も含む)を罰します。1948年の優生保護法は、指定医師による中絶を合法化しましたが「配偶者の同意」を要件としました。優生保護法は1996年、障害者に対する差別規定を削除し、母体保護法に変わりました。しかし墮胎罪は存続しており、母体保護法では女性の意思のみによる中絶はできません。国連女性差別撤廃委員会は日本政府に、墮胎罪の改正と母体保護法の配偶者の同意要件を除外するよう勧告していますが、日本政府は応じていません。